(目的)

- 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第87条第1項の規定により定める障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)に基づき、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の障害の重度化及び高齢化並びに親なき後を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域の複数の事業者及び機関が機能を分担して面的な支援を行う体制(以下「地域生活支援拠点等」という。)を整備し、障害者等を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とする。(定義)
- 第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例に よる。

(整備主体等)

- 第3条 地域生活支援拠点等の整備主体は、武蔵野市(以下「市」という。)とする。
- 2 市は、地域生活支援拠点等の整備に関し、面的な支援を行うための拠点 の設置及び地域生活支援拠点等の推進に係る各種調整等を図るコーディネ ーターに関する業務を、業務遂行に関する知見を有すると認められる者に 委託することができる。
- 3 第5条第1項に規定する地域生活支援拠点等の機能については、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他市長が特に認める事業者(以下「事業者等」という。)が担うものとする。

(対象者)

- 第4条 地域生活支援拠点等の事業(以下「事業」という。)の対象者は、 原則として市内に居住し、市が援護の実施主体となる障害者等とする。 (地域生活支援拠点等の機能)
- 第5条 地域生活支援拠点等は、面的な支援を行う体制を構築するとともに、 地域生活支援拠点等に必要な次に掲げる機能を担うものとする。
  - (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等 を確保したうえで、介護者の急病、障害者の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援、親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な方、行動障害を有する方、高齢化に伴い障害が重度化した方等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
- 2 前項に掲げる地域生活支援拠点等の機能については、地域課題等を整理し、武蔵野市地域自立支援協議会設置要綱(平成20年1月21日施行)に規定する武蔵野市地域自立支援協議会に毎年報告を行うものとする。

## (事業者等の登録)

- 第6条 前条第1項各号に掲げる機能を担う事業者等は、その運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定しなければならない。ただし、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスにおける地域生活支援拠点等に関する加算を算定しない事業者等は、この限りでない。
- 2 地域生活拠点等における機能を担う事業者等の登録を受けようとする事業者等は、武蔵野市地域生活支援拠点等事業所登録届出書(第1号様式) に前項の運営規程を添えて、市長に届け出るものとする。
- 3 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、武蔵野市地域生活支援拠点等事業所登録通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 4 市は、前項の規定により登録した事業者等(以下「登録事業者」という。)を、武蔵野市における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿 (第3号様式)に記載し管理するとともに、市内において共有を図るもの とする。
- 5 第 5 条第 1 項各号の機能を担う登録事業者は、法に基づく指定障害福祉 サービス等及び基準該当障害福祉サービスにおける地域生活支援拠点等に 関する加算を算定する場合、加算対象となる事業の指定権者に、武蔵野市 地域生活支援拠点等事業所登録通知書の写しとともに、運営規程の変更に 伴う変更届を提出するものとする。この場合において、当該登録事業者は、

地域生活支援拠点等の趣旨及び担う役割を十分に理解したうえで、加算の 算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

(登録の変更及び廃止)

- 第7条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに武蔵野市 地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(第4号様式)により、市長に 届け出なければならない。
- 2 登録事業者は、地域生活拠点等に係る全ての機能を廃止し、又は休止するときはその1か月前までに武蔵野市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(第5号様式)を、地域生活拠点等に係る機能を再開したときは再開した日から起算して10日以内に当該届出書を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録 を取り消すことができる。
  - (1) 第5条第1項各号に掲げる機能を有しなくなったとき。
  - (2) 届出の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、登録事業者として適当でない事由があると市長が認めるとき。

(遵守事項)

- 第9条 事業に従事する者は、地域生活支援拠点等の趣旨に基づき、市、コーディネーター及び他の事業者、機関等と連携して、障害者等を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進しなければならない。
- 2 事業に従事する者は、事業の実施にあたって、障害者等及びその家族の 権利擁護に十分留意しなければならない。
- 3 事業に従事する者は、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定を支援しながら、自立及び社会参加の実現を図っていかなければならない。
- 4 事業に従事する者又は従事していた者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。(その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。